

厚生食監発 1013 第 2 号
令和 5 年 10 月 13 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

と畜場における衛生管理責任者の講習会について

令和 3 年 6 月に閣議決定された「包括的データ戦略」に基づき実施されたデジタル原則への適合性の点検・見直し作業に関し、第 6 回デジタル臨時行政調査会（令和 4 年 12 月 21 日開催）で「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」が示されました。

当該工程表のうち、と畜場法第 7 条第 5 項第 3 号に規定する講習会（以下、講習会という。）については、これまでもデジタル技術の活用が可能であったものの、デジタル技術の活用について明示されていないことを理由として、規制の見直しが必要と分類されたものになりますが、見直後 Phase が Phase3-1 とされ、実技による講習や試験などデジタル化が技術的に困難な場合を除き、受講者の利便性向上を確保しつつ、講習申込、講習受講、修了証発行の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることを基本とするよう示されました。

つきましては、上記趣旨を御了知の上、下記事項に留意した対応をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

- 1 講習会については、デジタル技術の活用を妨げるものではなく、と畜場法施行規則第 6 条で規定される要件等が適切に行われる限り、デジタル技術を活用することは可能であること。

なお、講習会におけるデジタル技術の利活用について、各都道府県等に状況を確認したところ、受講希望者が少数であり隣接又は同一敷地内に勤務して

いるためデジタル技術を活用する必要があるとの回答が多数であったが、以下の回答事例があったため、デジタル技術の活用を検討する際の参考とされたいこと。

- ・ 受講希望者に電子申請システムで申請してもらい、個人情報や必要事項を一元的に管理した。
- ・ 電子メールを介して申込手続きを行った。

2 デジタル技術の活用を検討する場合には、不正受講対策や講習の理解度を適切に測ることのできる機能があることを確認されたいこと。例えば、デジタル臨時行政調査会が公表した「講習・試験のデジタル化を実現する製品に関する公募結果」（令和4年10月31日付け初回公表）などが参考となるため、適宜参照されたいこと。

(参考)

- 第6回デジタル臨時行政調査会
<https://www.digital.go.jp/councils/administrative-research/c43e8643-e807-41f3-b929-94fb7054377e/>
- 講習・試験のデジタル化を実現する製品に関する公募結果
https://www.digital.go.jp/policies/digital-extraordinary-administrative-research-committee/online-training-public-offers-result/?_fsi=VU5Sf8e7